

宮代町長 新 井 康 之 様

宮代町国民健康保険運営協議会

会 長 稲 山 貞 幸

国民健康保険事業について（第1次答申）（案）

平成 29 年 11 月 29 日付け宮発第 3907 号で諮問を受けた「宮代町国民健康保険支払基金の見直し」について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 答申内容

現在の支払基金は、国民健康保険財政（以降、国保財政）を安定化させるため、昭和 39 年に保険給付費等の不足が生じた場合の財源充当を目的として設置されたものである。しかしながら、町の国保財政は、長年一般会計から多額の法定外繰入れを行い、大変厳しい状況にあり、やむをえず積立てを見送ってきた経緯があるため、基金が活用されたことはない。また、埼玉県から示された平成 30 年度の納付金や標準保険税率の状況から、広域化後においても当面、法定外繰入を継続しなければならない状況である。

将来的には、広域化後の納付金等の不足が生じた場合に対処するため、基金への積立てを開始することが望ましい。しかしながら、多額の法定外繰入を実施する中で、基金積立ての独自の財源確保は困難な状況であり、法定外繰入金を積立てることとした場合、町の財政を更に圧迫すると共に被保険者及び一般町民に理解を得られないと考えられる。

まずは、財政収支の健全化を図ることが先決である。また、広域化後においては、原則、保険給付費相当額が埼玉県から交付されると共に大規模な災害や税収不足の際に、市町村への貸付・交付を目的とした財政安定化基金が県に設置され、不測の事態への対応も整備されているところである。

これらの理由から、現在の支払基金を廃止し、将来的に財政収支の改善が見込まれた場合に新たに基金を設置することが適当である。

2. 審議経過

| 回数 | 期 日 | 主な審議テーマ |
|----|--------------|-------------------------------|
| 1 | 11 月 29 日(水) | ・町から「宮代町国民健康保険支払基金の見直し」について諮問 |
| 2 | 1 月 12 日(金) | ・第 1 次答申(案)について |

3. 審議委員

稲山貞幸、上田 悟、茂田雅良、田口孝雄、小尾憲子、福澤利明、福岡 務、新井 智、井浦 剛、鬼久保敦子、澁木秀雄、鷺谷由記夫